

第23号議案

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年島根県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第2号」を「次号」に改め、同条第2号中「警察官並びに県警察の事務吏員及び技術吏員」を「警察法(昭和29年法律第162号)第56条第2項に規定する地方警察職員」に改める。

(参考人等に対する費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 参考人等に対する費用弁償等支給条例(昭和32年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項」を「第109条第6項、第109条の2第5項又は第110条第5項」に改め、同条第2号中「第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項」を「第109条第5項、第109条の2第5項又は第110条第5項」に改める。

(恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第3条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条第3項第1号中「及び」の次に「地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の」を加え、「本項中」を「本条中」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改める。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第4条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第4条第1号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第4条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。